

# 太陽光発電設備設置に係る対応について

## 1 基本的な考え方

太陽光発電設備を設置する場合、国(経済産業省)への申請を行うこととなっており、国では様々な規定等を整備していますが、国の規定とは別に自治体独自に定めるルールとして条例を整備しています。

### 【自治体が条例として整備する主な目的】

- (1)土砂災害、洪水などの防災上の安全確保
- (2)森林伐採や景観悪化の抑制など環境保全
- (3)反射光、景観など住民生活への配慮
- (4)事業者に対する事前説明や住民説明の義務付け

## 2 国・町の動き

### ■太陽光発電施設設置に係る国の動き

国は、2050年カーボンニュートラル(ゼロカーボン)に向けて、2021年に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、再エネ最優先の原則のもと、太陽光導入を推進しています。

太陽光発電施設設置に当たっては、事前説明会の実施や関係法令遵守を求めるなど、国としても必要な事業規律強化を行っています。しかし昨今、施設建設において地域共生上の懸念が生じる事案が見られるなど問題等も発生していることなどから、地域共生の確保に向けて資源エネルギー庁・環境省が主となって解決に向けた検討などが行われ始めているところです。

### 【国が設置した太陽光発電設備に関する検討機関】

#### 太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討

#### 太陽光発電事業等の環境評価に関する検討会

「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」を踏まえ、太陽光発電事業の法対象となる規模等について検討

### ■再生可能エネルギー導入等に係る町の考え

「第5期芽室町総合計画」や「第3期クリーンめむる環境基本計画」にも掲げるとおり、将来の世代に引き継ぐ自然環境の確保や自然景観の保護は不可欠であると考えています。

そのため、区域施策編における目標達成に向けた取組においても、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を図る一方、『町内にある森林・緑地の適切な整備を進め、二酸化炭素吸収量の増加を図る』、『国立公園化する日高山脈をはじめ、農村地域の景観を守り、次世代へとつなげていく』といった、自然と調和した取組の推進と二酸化炭素吸収の取組促進を図ることを明記しています。

### 3 町の対応案

---

現在、本町においても太陽光パネルが設置されており、近年は FIT/FIP 制度による事業用太陽光パネルの設置は見られないものの、今後、事業者による太陽光発電設備を設置する可能性はあるものと考えています。

道内では、一部事業者による大型太陽光発電設備設置に関するトラブルが発生しているところですが、本町において現時点でトラブルにつながるような懸念事項はありませんが、設備を設置するに当たり、町全体の太陽光発電事業を管理・監視できる仕組みを構築し事業者への関与を行うことでこれらのトラブルを防ぎ、地域との共生を図ることを目的として条例制定を予定しています。

### 4 条例制定におけるポイント

---

- (1)対象とする設備と規模
- (2)設置を可能とする場所の区分
- (3)設置手続きのプロセス
- (4)設置に伴う安全と環境の確保

### 5 条例の構成イメージ

---

すでに条例を制定している自治体の事例等を参考とし、現時点において本町において整備すべき条例の構成については次のとおりと考えています。

#### 【条例の構成イメージ】

- (1)条例制定の目的
- (2)条例内の字句等の定義
- (3)事業者の責務
- (4)町との事前協議
- (5)周辺住民、関係者への説明
- (6)町への届出等
- (7)工事中の安全管理、標識の掲示、立ち入り検査の受忍等
- (8)完了報告、検査
- (9)維持管理、事業終了後の撤去
- (10)勧告・命令・公表等